



平成 25 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社
代 表 者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経営企画部長 米尾 哲治
電 話 番 号 03-5730-2641

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、「5. 株式分割に伴う定款の一部変更（第15期定時株主総会の決議事項議案の付議分）」につきましては、平成26年3月28日開催予定の当社第15回定時株主総会における特別決議を条件といたします。

記

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1株につき100株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年12月31日（火曜日）（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成25年12月30日（月曜日））を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。したがって、株式分割により増加する株式の総数の株式分割前の発行済株式総数に対する割合は99となります。

(2) 分割により増加する株式数

分割により増加する株式数は、平成25年12月31日（火曜日）の最終の発行済株式総数に99を乗じて得た数とします。

[参考]

(i)	株式分割前の発行済株式総数	312,676 株
(ii)	株式分割により増加する株式数	30,954,924 株
(iii)	株式分割後の発行済株式総数	31,267,600 株
(iv)	株式分割後の発行可能株式総数	74,092,800 株

(注) 上記(i)乃至(iii)は平成25年10月31日時点の当社の発行済株式総数を基準として算定しております。そのため、新株予約権の行使により基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年12月16日（月曜日）	
基準日	平成25年12月31日（火曜日）	※実質的には平成25年12月30日（月曜日）
効力発生日	平成26年1月1日（水曜日）	
新規記録日	平成26年1月6日（月曜日）	

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当りの行使価額を平成26年1月1日（水曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

回数	調整前行使価額	調整後行使価額
第7回新株予約権	335,890円	3,359円
第9回新株予約権	381,198円	3,812円
第10回新株予約権	291,500円	2,915円
第11回新株予約権	318,098円	3,181円
第12回新株予約権	325,500円	3,255円
第13回新株予約権	214,276円	2,143円
第14回新株予約権	79,405円	795円
第15回新株予約権	88,573円	886円
第16回新株予約権	77,237円	773円
第17回新株予約権	58,897円	589円
第25回新株予約権 (当初行使価額及び下限行使価額)	82,700円	827円

(注) 第7乃至第17回新株予約権は当社役員向けのストックオプションであり、上記の行使価額の調整とともに、新株予約権の目的たる株式の数は100倍となります。

他方、第25回新株予約権は平成25年10月1日開催の当社取締役会決議に基づき UBS AG London Branch を割当先とし発行された新株予約権です。第25回新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正され、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額になるとされております。上記は、第25回新株予約権の発行決議時点で定められた当初の行使価額と下限行使価額を記載しております。なお、新株予約権の目的である株式の数（割当株式数）は100倍となります。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日（水曜日）

※平成25年12月26日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

4. 株式分割に伴う定款の一部変更（平成25年11月18日開催の取締役会決議分）

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成26年1月1日（水曜日）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 第6条の変更、第7条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第1条～第5条 （条文省略）	第1条～第5条 （現行どおり）
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>740,928株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>74,092,800株</u> とする。
（新設）	<u>第7条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第38条 （条文省略）	第8条～第39条 （現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> <u>第1条 第6条の変更、第7条の新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日は、平成26年1月1日とする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

5. 株式分割に伴う定款の一部変更（第15期定時株主総会の決議事項議案の付議分）

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割及び単元株制度の採用に関連して、会社法第189条第2項の規定に基づき、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、定款の一部変更に関する議案を平成26年3月28日（金曜日）開催予定の当社第15期定時株主総会に付議いたします。

- ① 単元株制度の採用に伴い、単元未満株式の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。
- ② 現行定款第8条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p><u>第8条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当社の株主は、その有する単元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第8条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第40条 (現行どおり)</p>

※ 現行定款とは、株式分割に伴う平成26年1月1日付定款変更の効力発生後の定款をいいます。

以 上